

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号。以下「令」という。）第六条の国土交通省令で定める算定方法は、次の算式によるものとする。</p> $10 \log \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,dj}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,dk}+10}{10}} \right) \right\}$ <p>備考            一 この算式において、<math>L_{AE,di}</math>、<math>L_{AE,dj}</math>、<math>L_{AE,dk}</math>、<math>T_0</math>及び<math>T</math>の意義は、それぞれ次のとおりとする。  <math>L_{AE,di}</math> 当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この号において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間における<math>i</math>番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この号において同じ。）  <math>L_{AE,dj}</math> 単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間における<math>j</math>番目のものの単発騒音暴露レベル  <math>L_{AE,dk}</math> 単発騒音のうち午前七時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間における<math>k</math>番目のものの単発騒音暴露レベル  <math>T_0</math> 規準化時間（秒）とし、一</p>	<p>1 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号。以下「令」という。）第六条の国土交通省令で定める算定方法は、次の算式によるものとする。</p> $\overline{DB(A)} + 10 \log N - 27$ <p>備考            一 この算式において<math>\overline{DB(A)}</math>及び<math>N</math>の意義は、それぞれ次のとおりとする。  <math>\overline{DB(A)}</math> 一日の間の航空機の離陸又は着陸に伴う騒音のそれぞれの最大値をパワー平均して得た値  <math>N</math> 一日の間の航空機の離陸又は着陸に伴う騒音のうち、午前十時を過ぎ午前七時に至るまでの間に発生するものの回数を<math>N_1</math>、午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間に発生するものの回数を<math>N_2</math>、午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間に発生するものの回数を<math>N_3</math>、午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間に発生するものの回数を<math>N_4</math>とした場合における次の算式により得た値  <math display="block">N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)</math></p>

T 一日の時間(秒)とし、八六、四〇〇

二 前号に規定する<sup>LE.d</sup>、<sup>LE.e</sup>及び<sup>LE.f</sup>の値は、当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻その他の事項に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて算定するものとする。

2 令第六条の国土交通省令で定める値は、第一種区域にあつては六十二デシベル、第二種区域にあつては七十三デシベル、第三種区域にあつては七十六デシベルとする。

二 前号の値は、当該飛行場を使用する航空機の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて算定するものとする。

2 令第六条の国土交通省令で定める値は、第一種区域にあつては七十五、第二種区域にあつては九十、第三種区域にあつては九十五とする。